

監査結果公表第4号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 8年 2月19日

四日市市監査委員	樋口	孝
同	嶋田	宜浩
同	小林	博次
同	山口	智也

目 次

1. 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 1
(健康福祉部 福祉総務課)

2. 学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校 7
(教育委員会 教育総務課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
健康福祉部福祉総務課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和6年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市総合会館4階 会議室
監査期間 令和7年11月5日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会補助金
- 2 補助金交付額 158,499,234円
- 3 補助金の交付目的 地域福祉の増進に資するために、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（以下、市社協という。）に補助金を交付し、市民に必要な福祉サービスの提供や地域活動への参加促進、活動支援や連絡調整、ボランティアセンターの運営などを通して、地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会補助金交付要綱
（以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。）
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条）
 - ア 申請日 令和6年4月1日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
（添付書類：事業計画書、収支予算書、定款、役員名簿等）
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条）
 - ア 交付決定日 令和6年4月1日
 - イ 書類 補助金交付決定通知書

(3) 変更承認申請（補助金交付要綱第8条第1項、第2項）

ア 変更承認申請日 令和7年3月31日

イ 書類 補助金変更承認申請書（添付書類：収支決算（見込）書等）

(4) 変更交付決定（補助金交付要綱第8条第3項、第4項）

ア 変更交付決定日 令和7年3月31日

イ 書類 補助金変更交付決定通知書

(5) 実績報告（補助金交付要綱第10条）

ア 報告日 令和7年3月31日

イ 書類 実績報告書（添付書類：事業報告書、収支決算書等）

(4) 補助金交付 158,499,234円

内 訳

- ・第1回 58,316,300円（令和6年6月11日支払）
- ・第2回 33,323,600円（令和6年7月18日支払）
- ・第3回 41,654,500円（令和6年10月18日支払）
- ・第4回 33,323,600円（令和7年1月23日支払）
- ・精算 △8,118,766円（令和7年5月15日戻入）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制が有効に機能しないリスク

● 所管部局【健康福祉部福祉総務課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク
- (3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

実績報告は事業計画に対応するものになっているかを確認しており、第6次地域福祉活動計画における達成状況を検証している。社会福祉法人四日市市社会福祉協議会定款第1条において、四日市市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に掲げており、市と連携して地域福祉の増進に努めている。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

必要書類や添付書類などは経理規程に従い10年間保存している。また、年に一度監事による監査を実施し、出納関係調書等の整備及び記帳、証拠書類の確認を行っているが、令和6年度決算における貸借対照表について、誤りが見受けられた。

意見

決算書類は、法人の経営状況を示す重要な書類であるため、記載の不備がないよう、確認を徹底すること。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

◆補助金に関する収支について、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

大部分の決裁は総務課合議であり、事務局長の決裁を受けている。支出の決裁は総務課長が決裁権者となるが、すべての決裁において、3名以上が確認を行い、内部統制を効かせている。なお、補助金の請求について、本来は常務理事決裁であるが、課付主幹までしか決裁が回議されていないものが見受けられた。

意見

市からの補助金を受けて行う事業に関する文書は、法人の書類であると同時に公金に関する文書である。公金に関する文書事務の重要性を改めて認識し、適正に決裁を行うこと。

【健康福祉部福祉総務課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助金交付要綱第1条において交付目的を、また第2条において補助の対象を定めている。地域福祉の増進に資するため、市民に必要な福祉サービスの提供や地域活動への参加促進、活動支援や連絡調整、ボランティアセンターの運営などを通して、地域社会づくりに寄与することを目的に市社協へ補助金を交付しており、公益性を確保している。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

予算編成時にヒアリングを行い、補助対象事業について事業計画案や収支予算案をもとに査定を行い、補助金を算定している。補助事業が完了した際には、事業報告書及び収支決算書をもとに、補助事業の内容や対象経費の支出額について、必要性及び効果を検証している。市社協から福祉団体への補助については、支出の決裁を確認しているが、事業内容の確認は口頭で行っている。

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助金については、交付申請書に添付される事業計画書及び収支予算書を確認しており、年4回の概算払いに合わせてその時点の状況確認を行っている。事業完了後は、実績報告書の添付書類である事業報告書及び収支決算書により、計画どおりの事業がなされていたか、補助金の交付目的に沿った支出であるか、団体の資産形成に繋がっていないかを確認している。また、市からの派遣職員2名が市社協全体の事業について指導監督を行っている。

意見

- ① 福祉監査室は社会福祉法人の指導監査等を担う立場として、決算書類の記載不備を確認した場合には速やかに是正指導を行い、市社協が作成する書類の適正性の確保に努めること。
- ② 当補助金に係る文書事務については、基本的な事務処理の部分から意識的にチェックを行うとともに、決裁権者は自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

- ③ 社会福祉団体補助金交付事業については、各団体の事業内容の確認を口頭で行っているが、書面で記録を残すなど手法を変更し、補助の効果検証のためにも、より確実な把握に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

指 摘

社会福祉団体補助金交付事業の要綱について【合規性の視点・経済性の視点・有効性の視点】

- ア 社会福祉団体補助金交付事業は、市社協から団体へ補助金を交付するものであるが、要綱の名称が市から同法人への補助金交付要綱と同一であるため、早急に名称を改めること。
- イ 同事業の要綱について、補助金額や交付対象団体の基準等を明確に記載するとともに、福祉総務課が行う補助金の精算に補助金の額の確定が間に合うよう、団体からの書類提出のスケジュールを検討するなど、適正な事務が遂行できるよう要綱を改正すること。また、要綱の改正と併せて運用の整理を行い、適切な事業実施に努めること。

意 見

- ① 市との連携について【有効性の視点】
地域の福祉課題に対応した事業を展開している中で、さらなる地域福祉の向上のため、市と密接な連携を図り、情報共有と意思疎通に努めること。また、地域住民の支援にあたっては、市民と同じ目線に立ち、前向きな対応に努めること。
- ② 補助対象事業の内容について【有効性の視点】
社会福祉団体補助金交付事業において、団体の運営費に対して補助しているものは事業費に対しての補助にできないか検討すること。
- ③ 関係書類の様式について【有効性の視点】
収支予算書や収支決算書等において、事業の分類が市の補助金交付要綱と異なるなど、記載が不明瞭な部分がある。関係書類全体の見直しを行い、わかりやすい様式を検討すること。

【健康福祉部福祉総務課】

意 見

- ① 補助金交付要綱について【合規性の視点・経済性の視点・有効性の視点】
補助金交付規則に従い、補助金等の額の算定方法に関する規定を適切に定め、主たる充当先である法人運営事業について整理を行うなど、補助金交付要綱の改正を行うこと。法人運営事業に係る整理にあたっては、補助金における人件費への支出が適切かという点を踏まえ、他市事例の研究や財政課との協議を行い、必要に応じて改正内容を検討すること。

② 補助金のスキームの整理について【有効性の視点】

ア 社会福祉事業振興基金の運用益が社会福祉団体交付事業に交付金として支出されているが、同事業は補助金の対象でもある。運用益を補助金の財源に充当するなど、整理を行うこと。

イ 社会福祉団体交付事業の対象団体と市の補助金対象団体が重複している。二重支給の誤解を招かないよう、他課が団体に対して支出している補助金も含めて、可能な場合は統合するなど整理を検討すること。

③ 市社協との連携について【住民福祉の向上の視点】

市社協は、市の委託や補助を受けて地域福祉の推進に取り組んでいる。市民と直接関わり、地域に根差した柔軟な対応が求められる機関であるため、行政不信や市社協の必要性への疑念を招かないよう、市民に対する適切な対応について指導を行い、密接に意思疎通を図ること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校
教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和6年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校 会議室
監査期間 令和7年11月5日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 私立学校等教育補助金
- 2 補助金交付額 2,166,000円
- 3 補助金の交付目的 教育環境の充実・向上に係る教育事業に対して補助金を交付し、私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市私立学校教育補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第4条）
 - ア 申請日 令和6年6月26日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書（添付書類：事業計画書、収支予算書等）
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第5条）
 - ア 交付決定日 令和6年7月3日
 - イ 書類 補助金交付決定通知書
 - (3) 実績報告（補助金交付要綱第7条）
 - ア 報告日 令和6年10月18日
 - イ 書類 実績報告書（添付書類：事業実績報告書等）

(4) 補助金交付	2, 166, 000円
内 訳	・概算払 1, 732, 800円 (令和6年 7月22日支払)
	・通常払 433, 200円 (令和6年11月 1日支払)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校】

- (1) 実施事業において効果が得られないリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制が有効に機能しないリスク

● 所管部局【教育委員会教育総務課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク
- (3) 指導監督の適切性が保たれないリスク
- (4) 補助金の上限算定基準と事業対象が一致しないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校】

(1) 実施事業において効果が得られないリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

令和5年度の空調設備工事により熱中症リスクへの対応を図り、令和6年度の体育館床改修工事を行ったことにより、運動時のけが防止や足への負担軽減に繋がっている。私立学校教育補助金は、学校教育の振興に寄与することを目的として交付されており、交付条件を満たすとともに、事業目的に沿った効果が得られている。

評 価

補助金を効果的に活用し、目的に沿った事業実施による教育環境の整備が行われており評価できる。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

出納関係調書等の整備及び記帳は適正に行っており、支払い月ごとにまとめて10年間保存している。決算期に公認会計士が出納関係調書や記帳の確認を行い、適正になされていることを確認している。

(3) 内部統制が有効に機能しないリスク

- ◆補助金に関する収支について、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助金交付に係る申請事務には理事長まで各役職者へ決裁を回議しており、300万円以上の物件に該当するため、理事会及び評議会の承認を受けている。また、収支に関する事務は担当職員が作成した書類及び伝票等を事務長と副理事長が確認しており、内部統制を効かせている。

【教育委員会教育総務課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性が十分でないリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助金交付要綱第1条において交付目的を、第2条において補助対象事業を定めている。教育基本法第8条に該当する補助であり、公益上の必要性は十分であると考えられる。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果が十分でないリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助事業が完了した際には、事業実績書・収支決算書・請求書・領収書等により、補助対象事業の履行状況や内容、使途の適正性等について確認をしている。

(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

提出された関係書類について、補助金交付要綱に基づき、教育総務課で作成したチェック表を活用して内容の確認を行っている。決裁は正職員と所属長が確認しており、少なくとも3名でチェックする体制を取っている。令和元年度までは毎年2校程度現地確認を行っていたが、その後はコロナ禍の影響もあり、十分に実施できていない。

意見

補助金が有効に活用されているかを確認するには、実査を適切に行う必要がある。毎年複数校を抽出し、数年で対象校全校を一巡して確認できるよう、計画的に実査を行うこと。

(4) 補助金の上限算定基準と事業対象が一致しないリスク

- ◆法人が小学校、中学校、高等学校など異なる教育段階の学校を運営している場合、補助金の上限算定基準である市内に住所を有する児童・生徒数と、補助事業の実施により効果が及ぶ対象の教育段階が異なることはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

異なる教育段階の学校を運営している場合、各段階の市内に住所を有する児童・生徒数の合計が補助金の上限算定に用いられる。使用する設備を教育段階で分けている場合など、補助を受けて実施する事業の内容によっては、効果が一部の教育段階にしか及ばないことが考えられる。学校法人エスコラピオス学園においては、中学校と高等学校とともに使用する体育館の改修であり、法人において適切な経理処理がなされているが、他の法人に対しても事業の効果範囲と経理処理の確認を行うことが必要である。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【学校法人エスコラピオス学園 海星中学校・海星高等学校】

意見

① 経理規程について【合规性の視点・有効性の視点】

経理規程及び経理規程施行細則が学校法人会計基準や学校の実態に即して改正されていない状況がある。事務処理の拠り所となる例規の内容が現状に合致していない場合、適切な処理の判断が困難となるため、速やかに改正すること。

② 施設における非構造部材の耐震化について【住民福祉の向上の視点】

設備の向上に努めているが、非構造部材の耐震化についても補助金を効果的に活用し、改修を進めること。

【教育委員会教育総務課】

意見

① 補助金の制度について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 施設整備を進めるにあたって、補助金はあくまで費用の一部に充てられるものであ

り、学校法人の負担が大きい現状がある。耐震化等必要な改修が費用負担の面で遅れることのないよう、支援の拡大についても研究すること。

イ 当補助金は隣接する市を対象としているが、津市など隣接しない周辺地域へ通学する生徒もいるため、生徒の実態に合わせた対象範囲の検討を行うこと。

② 補助金額の算定について【有効性の視点】

ア 補助金の算定における単価について、物価高騰等の状況を鑑み、適切な単価となるよう定期的に見直しを行うこと。

イ 算定の根拠資料として提出を求める生徒名簿について、必要以上の個人情報の記載がなされないよう、記載範囲の見直しを検討すること。

③ 補助金交付要綱について【有効性の視点】

補助金交付要綱において、交付申請の添付書類に収支予算書と記載されているが、補助対象事業における収支予算書を示すのか、学校法人全体の収支予算書を示すのかが明確でないため、記載の修正を行うこと。